

令和2年10月28日

拠点利用団体の皆さま

社会福祉法人  
横浜市栄区社会福祉協議会  
事務局長 小林 朋子

### 福祉保健活動拠点諸室の利用人数制限の緩和について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本会活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、11月1日（日）から福祉保健活動拠点諸室の利用人数制限を緩和いたします。それに伴い来館者記入表の取り扱いを一部変更いたしますので、以下の条件での利用について、ご協力をお願いいたします。

#### 変更点1 利用定員について

諸室	利用定員	
	10月末まで	11月1日から
多目的研修室	20名	40名
対面朗読室	4名	8名
点字製作室	2名	4名
団体交流室	A～Dで1団体のみで16名	A～D各区画で8名、 最大32名 同じ時間に区画を分けて 他団体との使用可

※対面で利用する場合はアクリル板の使用をお願いします。（アクリル板は貸出を行っています。）

#### 変更点2 入館時の検温と来館者記入表について

10月末まで	11月1日から
・入館時に入口にて検温 ・入口にてひとりひとり入館表を事務所に提出	・入館時に入口にて検温（継続） ・部屋ごとに各団体の参加者をまとめて記入し事務所に提出

#### 変更のないもの

- ・マスクの着用・手洗い・消毒・換気を必須とし、利用日当日の朝に検温を行っていただき、体温がいつもより高い場合や体調がすぐれない場合は利用をお控えください。
- ・使用後は各自部屋の消毒をお願いいたします（消毒液等をご用意いたします）。
- ・利用者同士の間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔[目安1m]）を確保してください。
- ・印刷室を含め、全て予約制とします。予約は（毎月1日の一斉受付を含め）電話・メールにてお願いいたします。

上記内容は今後の状況により、変更する可能性があります。ご了承ください。  
ご利用者の皆さまには、大変ご不便をおかけしますがご理解、ご協力をお願いいたします。

担当：大竹・蒲田・根岸  
TEL：894-8521